

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は不適法なものであるとして、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、原処分の当否に関する当審査会の裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

3 労災保険制度においては、既に一度当審査会の裁決を経た再審査請求と同一処分の取消を求める審査請求又は再審査請求は、一事不再理の原則により、重ねて判断することは許されないものである。本件審査請求に至る経過についてみると、次のとおりである。

(1) 監督署長は、請求人に発病した「うつ病」は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（第1回請求分及び第

2回請求分)について、休業補償給付を支給した。

(2) 請求人は、うつ病により療養中の平成○年○月○日に、脳出血を発症したこともあり、平成○年○月○日に、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間の休業補償給付の請求(第3回請求)及び同月○日から平成○年○月○日までの期間の休業補償給付の請求(第4回請求)をし、さらに、平成○年○月○日に、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間の休業補償給付の請求(第5回請求)をした。

監督署長は、第3回請求について、請求人の保険給付を受ける権利が時効により消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をし、第4回請求について、平成○年○月○日分は、前回休業補償給付請求期間と重複しているとして、同月○日から平成○年○月○日までの分は、請求人の保険給付を受ける権利が時効により消滅しているとして、また、同月○日から平成○年○月○日までの分は、請求人に発病したうつ病が平成○年○月○日に治ゆしており、かつ、脳出血は、業務上の事由によるものとは認められないとして、いずれも支給しない旨の処分をした。さらに、監督署長は、第5回請求について、請求人に発病したうつ病が平成○年○月○日に治ゆしており、かつ、脳出血は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、第4回請求及び第5回請求に係る処分を不服として、審査官に審査請求したが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求をした。当審査会は、請求人に発病したうつ病は、平成○年○月○日をもって治ゆしたものであり、また、請求人に発症した脳出血は、業務上の事由によるものとは認められないが、平成○年○月○日からうつ病が治ゆした平成○年○月○日までの期間にかかる休業補償給付については、請求人がこれを受ける権利が時効により消滅したものとは認められないとして一部取り消す裁決をした(以下「前裁決」という。)。監督署長は、前裁決を受け、平成○年○月○日付けで、本件処分をした。

(3) 請求人は、本件処分を不服として審査官に審査請求し、審査請求書の理由欄及び審査官からの聴取において、要旨、本件処分の支給額については不服はない、平成○年○月以降もうつ病は治ゆしていない、脳出血は、業務上の事由によるものである、と述べている。

4 以上の経過から、請求人は、本件審査請求において、前裁決で、請求人に発病し

たうつ病は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたものであり、また、請求人に発症した脳出血は、業務上の事由によるものとは認められないとして棄却された部分に関して不服であると判断されることから、前回審査請求と同一趣旨の審査請求を行っているとは認められるものであり、一事不再理の原則により、本件審査請求は不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することができないものであるとして却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 5 以上のおりであるから、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のおり裁決する。